6　意見の聴取の手続（対象：利害関係者）

この意見の聴取（日本語で行います。）において意見を述べようとする利害関係者は、意見の聴取を能率的に行うため、様式１に必要な事項を記載して電波監理審議会主任審理官あて（郵便番号100―8926 東京都千代田区霞が関２丁目１番２号総務省内）に平成21年８月13日（木）（必着）までに、書面により提出してください。

また、電子情報処理組織を使用する方法（http://www.soumu.go.jp/menu_06/shinsei/index.html）による場合には、様式１に記載すべき事項を電子計算機から入力して提出してください。

なお、利害関係の内容について、後日、問合せをすることがありますので、あらかじめ了解願います。意見の聴取に出席していただくか否かについては、おって通知します。

7　その他

省令案の入手及び事案の内容については、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課（電話番号03―5253―5893）へ、６の意見の聴取の手続については、同局総務課（電話番号03―5253―5829）へお問い合わせください。

様式１

第463回電波監理審議会意見の聴取　準備書面

平成　　年　　月　　日

主任審理官
伊丹　俊八　殿

利害関係者
郵便番号、住所、電話番号
氏　　名　　印（又は署名）
代　理　人
郵便番号、住所、電話番号
職　　業
氏　　名　　印（又は署名）

下記のとおり、電波監理審議会の意見の聴取における準備書面を提出します。

記

1　事案の表示

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案

2　意見の聴取の期日に行う陳述の要旨

注１　利害関係者の氏名については、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、代表者の印を押印（又は署名）してください。

なお、代理人を選任した場合は、利害関係者の印の押印（又は署名）は不要ですが代理人選任届（様式２）が必要です。

２　陳述の要旨は、事案について予想される利害又は述べようとする意見が明確となるように記載してください（本用紙に全部を記載できない場合は、別紙に記載して当該別紙を添付してください。）。また、引用する資料があるときは、その原本、謄本又は抄本を添付してください（添付できない場合は、その理由を記し、当該資料の所在を明示してください。）。

３　口頭による意見の聴取の際、準備書面に記載された事項以外のことについては、原則として陳述することができません。

４　用紙は、Ａ４判とし、日本語により記載してください。

５　電子情報処理組織を使用する方法（http://www.soumu.go.jp/menu_06/shinsei/index.html）による場合には、本様式に記載すべき事項を電子計算機から入力して提出してください。

様式２

第463回電波監理審議会意見の聴取　代理人選任届

平成　　年　　月　　日

主任審理官
伊丹　俊八　殿

利害関係者
郵便番号、住所、電話番号
氏　　名　　印（又は署名）

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案に関する電波監理審議会の意見の聴取において、下記の者を代理人として選任しましたので、届けます。

記

代　理　人
氏　　名
郵便番号、住所、電話番号
職　　業

注１　代理人が２名以上あるときは、列記してください。

２　用紙は、Ａ４判とし、日本語により記載してください。

３　電子情報処理組織を使用する方法（http://www.soumu.go.jp/menu_06/shinsei/index.html）による場合には、本様式に記載すべき事項を電子計算機から入力して提出してください。

公　告

認　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 30 日

近畿地方整備局長　木下　誠也

1　処分をした年月日　平成21年２月23日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　建翔開発株式会社　坂下　泰啓　大阪府大阪市大正区三軒家東４―15―10　国土交通大臣許可（般―19）第22609号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、しゆんせつ工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成21年２月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 30 日

近畿地方整備局長　木下　誠也

1　処分をした年月日　平成21年２月24日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社阪本工営　阪本　　勇　大阪府堺市西区平岡町92　国土交通大臣許可（特―17）第10377号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成21年２月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年７月 30 日

近畿地方整備局長　木下　誠也

1　処分をした年月日　平成21年３月３日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　阪南土建株式会社　前西　邦康　大阪府泉南市幡代１―32―10　国土交通大臣許可（般特―16）第21008号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成21年３月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。